

料金(通常:第4段階) 高齢者福祉施設 三愛 施設利用料金のご案内

多床室を利用した場合

～表1～

要介護度別介護給付費負担額 日/円	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	589	659	732	802	871
居住費 自己負担額	915				
食費 自己負担額	1,650				
看護体制加算(Ⅰ)1	6				
サービス提供体制加算	18				
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)月/円	50				
1日当たりの合計負担額	3,178	3,248	3,321	3,391	3,460
1ヶ月(30日)あたりの合計負担額	95,390	97,490	99,680	101,780	103,850

個室(ユニット型)を利用した場合

～表2～

要介護度別介護給付費負担額 日/円	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	768	836	910	977	1,043
居住費 自己負担額	2,066				
食費 自己負担額	1,650				
日常生活継続支援加算	46				
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)月/円	50				
1日当たりの合計負担額	4,530	4,598	4,672	4,739	4,805
1ヶ月(30日)あたりの合計負担額	135,950	137,990	140,210	142,220	144,200

※ その他の加算(施設の体制、医師の指示によるもの)

療養食加算・処遇改善加算など加算については、変動することがございます。

※ 別途実費になるもの

医師による診察・投薬代・理美容代など

サービス利用者負担の軽減について

(介護保険負担限度額認定証)

下記表により所得段階を分けて、各段階に応じて負担が軽減されます。

◆ 市町村窓口での申請が必要です ◆

居住費や食費の具体的な水準はご利用者(契約者)と施設の契約となることが原則となります。所得の低い方には負担限度額をもうけ、負担が大きくならないように軽減されます。

各ご利用者の負担限度額は市町村から発行される認定証に記載される限度額になります。

利用者 負担段階	主な対象者	
	収入等に関する要件	預貯金等資産に関する要件
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給権者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1, 650万円以下
第3段階①	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1, 550万円以下
第3段階②	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

(1日あたり)

対象者	居 住 費		食 費
	多床室	個室(ユニット型)	
利用者負担第1段階	0円	880円	300円
利用者負担第2段階	430円	880円	390円
利用者負担第3段階 ①	430円	1,370円	650円
利用者負担第3段階 ②	430円	1,370円	1,360円
利用者負担第4段階(通常負担)	915円	2,066円	1,650円